

別紙 1 - 1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 SUKHBAATAR Molom

論 文 題 目

モンゴルにおける鉱物資源開発による環境問題と環境紛争解決制度
— 鉱害による被害者救済を中心に

(Environmental Problems Caused by Mining Development and
Environmental Dispute Resolution System in Mongolia: Focusing on
Relief for Mining Pollution Victims)

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 島田 弦

委 員 名古屋大学大学院国際開発研究科 教授 岡田 勇

委 員 名古屋大学大学院法学研究科 教授 佐藤史人

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要と構成

本博士論文は、モンゴルにおける鉱物資源開発による環境問題に焦点をあて、環境紛争処理に関する法制度について論じるものである。特に、環境問題に関する民事訴訟制度を中心に考察している。

1990年代初めの社会主義計画経済から市場経済への急激な体制移行に伴い、鉱山開発を中心とする経済開発が大幅に進展し、伝統的な遊牧民による牧畜業が主体の経済から、鉱業がモンゴル経済の原動力となるに至った。そのため、鉱業開発は政府の主要経済政策ともなった。

他方、活発な経済開発に伴う環境破壊や環境汚染の問題が顕在化し、それが都市化や工業化の結果、より深刻になっている。特に、鉱山企業の環境保全および環境復元が不十分であって、有害物質を含んだ廃棄物の不適切な処理が土壌汚染、水質汚濁を引き起こし、自然環境及び国民の生活環境に重大な被害を与えている。

1990年代の体制移行に伴い、モンゴルでは1992年に憲法を改正した。1992年憲法は「健康で安全な環境に住む権利及び環境汚染・生態学的均衡の破壊から保護される権利」(16条1項2号)を定めた。しかし、憲法規定を実施するための法整備は不十分である。

以上のような問題関心から、本博士論文は次のような構成で、上記課題に取り組んでいる。

第1章で、研究の背景、目的、および主要な先行研究の検討を行っている。そして、第2章では、まず、社会主義時代から現在の民主主義体制に至るまでのモンゴルにおける環境および鉱物資源開発に関する状況と法制度の変遷について論じている。特に、社会主義体制下で、環境を住民の私益としてよりも、社会・国家の公益と見なしていたこと、およびソビエト社会主義法体制に特徴的な na 検察官の監督制度（一般監督および裁判監督）が存在したことにより、環境保全はもっぱら公法の問題として捉えられていたことを指摘する。そして、その影響は、体制移行後の1992年に制定された環境保全法の内容およびその適用にも及んでいることを指摘している。特に環境保全は国家の機能であるという社会主義的発想が現在の法制度・社会制度に反映されているため、被害者は、裁判所に訴えを提起するより、環境保全に関する国家・行政の権限に任せる傾向であること論じている。

そこで、環境保全法は、違反行為に対する行政差し止め、鉱業権許可取消、地方行政機関による環境回復代執行、国家検査官による賠償命令など、国・行政の役割も多く定めている。しかし、行政の能力不足、企業との関係などからこれらの制度が十分に機能していないことを明らかにしている。

第3章では、環境紛争に関する民事的紛争処理手続を検討している。その際、ソ

連民法、社会主義期のモンゴル民法、体制移行後の民法における不法行為の定義を詳細に検討した上で、環境被害に関する民事紛争処理における立証責任、賠償義務の範囲について、件数は限られているものの実際の裁判例・民事調停事例を取り上げて問題点を明らかにしている。特に、モンゴルでは環境が社会主義体制期から長く公益として位置づけられてきたことから、憲法が個人の権利としての環境権を保障し、環境保全法が個人による権利回復手続を認めているにもかかわらず、私益としての「個人の健康と財産的被害」が裁判実務上、認められにくいこと、また、過失と因果関係の立証責任の困難、損害の範囲とその算定の困難、共同不法行為による分割責任の限界、環境訴訟を起こすためには時間や訴訟費用などの負担が大きいこと、環境民事紛争解決制度は個人にとっては、非常に利用しにくい制度となっていることを明らかにしている。

第4章では、モンゴルの現行法制度の改善のため、環境・公害理論が活発に行われている日本の経験を参考として、裁判及び裁判外環境紛争解決制度の在り方に関する検討を行っている。また、裁判外紛争解決制度として、モンゴルの民事・家事紛争で幅広く利用されている調停制度の活用を検討するとともに、日本の行政上のADR制度である公害等調整委員会による公害紛争処理制度や、公害紛争が解決されるまでの段階での行政機関による救済制度（環境苦情処理制度、環境汚染健康被害補償制度）の導入の可能性も検討している。

第5章では、結論と今後の課題を述べている。

2. 評価

本博士論文研究の学術研究としての価値および意義として、次のことが挙げられる。

モンゴルの環境法制の研究は、体制移行後に進んできている。しかし、多くは環境法分野に関する一般論を論じるものであり、環境保護と環境問題に関する歴史過程、環境保全法の基本構成の検討にとどまっている。その点、モンゴル語による法令・文献・事例を丹念に収集・解釈し、環境保全法制の重要な適用場面である環境紛争解決制度とその在り方について考察を行ったこの研究は、独自性のある研究といえる。

本博士論文は、市場経済・民主主義への体制移行と法制度の関係について、環境紛争処理という視点から行ったケーススタディーとしての価値も重要である。体制移行に伴う法制度改革は、通常、法の移植・移入というプロセスを伴い、モンゴルにおいても、民法や環境法が外国からの支援を得て改正・制定された。しかし、法の移植は、所期の目的に沿った結果（transplant effect）を必ずしも実現できるとは限らず、既存の法制度・社会状況の影響を受けて、予期されていない結果（unpredicted effect）を生じさせる。

本博士論文では、社会主義体制期にソ連法を移入またはモデルとした結果である

検察監督制度が、現在でも残っていることを事例研究から明らかにしている。すなわち、現行民事訴訟法では、検察官が国家機関または職権により民事訴訟に参加することを認めており、実際に原告として環境公益損害賠償訴訟を提起していた事例のあることも明らかにしている。しかし、このことは環境を公益とする見方を強化するものであり、現行環境保全法が想定するような「個人の健康および財産的損害」という私益侵害を賠償請求により回復することが重視されないという結果を生んでいることを論証している。これは重要な新知見である。

このことは、比較法学的にも重要であるといえる。モンゴルでは環境損害を公益の損害と見なす傾向が強く、そのため国がその損害回復を主導する法制度が発展していたり、いち早く公益訴訟が導入されていたりするのに対して、環境破壊による個人の健康や財産に対する損害がなかなか認められていないことは、本博士論文が主に論じているところである。対して、例えば、日本ではこれと正反対の状況にあることから、比較法的に重要な知見を示していると評価する。

ただし、博士論文審査においてはいくつかの課題も指摘された。

本博士論文では、日本において公害関連法整備および判例などを通じた法理論の発展が非常に進んでいることから、モンゴル環境紛争処理制度の改善のために、日本を参照しようとしている。これは、筆者の日本法に関する非常に高い知識などからも自然なものといえる。しかし、日本が法制度整備支援を行った背景があることや環境紛争処理制度について時間的に先駆することは確かであるが、モンゴルと日本が世界中の多様な事例の中でどのような位置づけにあるのか、なぜ日本が他の比較対象と比べて選ばれるに値するのかは十分に説明されていない。また、環境を公益と見なすモンゴルの状況を鑑みると、おなじく公益中心のドイツ型環境法の方向に発展させるという考え方も検討すべきであった。この点について、筆者は、日本以外の法制度の比較検討が不十分であったことを認め、博士論文の終章において今後の課題としている。

また、モンゴルのこれまでの法制度と大きく異なる原則を持つ環境保全法が、1992年に制定された具体的な理由についても、さらに調査が行われるべきである。筆者は、1992年のリオ国連環境開発会議およびリオ宣言の影響であるとするが、それだけでは不十分であろう。

さらに、本博士論文は、法令の解釈に終始しており、事実関係の論証については不十分であるとの指摘もあった。例えば、被害者個人による環境損害賠償訴訟がほとんどないことについて、環境保全法および民法・民事訴訟法などの規定が理由であるとしているが、そのほかの社会的・経済的理由を検討していない。ある法規定が訴訟手続の実務に影響するという法理論的な解釈と、実社会において人々がどのように法に対応するかは異なる問題であり、後者の「不存在の証明」については、

モンゴルでの実地調査をさらに深める必要がある。本博士論文の性格を考慮すると高い要求ではあるが、今後の課題となっている。

以上の点は、今後の研究において改善・発展させることが求められるが、本博士論文は上述のように、明確な研究目的にそって、独自性のある資料・調査結果を用い、重要な新たな知見を説得的に提示していることから、博士号を付与するに適切であると考ええる。

3. 判定

以上のような審査の結果、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものと判定する。